

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月27日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

## 記

### 1. 監査の対象

市民課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### 2. 監査の期間

平成31年1月31日から平成31年2月15日まで

### 3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

### 4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○申請書類の処理において、受付印等の押印漏れ、公用申請における公印省略、申請書氏名欄の記載漏れ、氏名確認書類の添付不足等の不備が見られるため、関係規程に基づき適正な事務処理に努めること。